

遭 難 対 策 要 項

- ※ 会員各位の自己責任に於いて、遭難事故を未然に防ぐ事が重要であり、日頃、会が行う登山技術講習会や、埼玉県山岳・スポーツクライミング協会等が主催する遭難救助講習会等に積極的に参加し、遭難事故防止のため登山技術・救助技術の向上に努めること。

登山出発前の遵守事項

1. 登山計画書を指導部長に必ず提出すること。
(急ぎ計画し出発の場合は、指導部長または指導部員にメールで連絡すること。但しこの場合は日帰りの低山山行に限る)
2. 同計画書を家族に提示し、山行内容を説明しておくこと。
特に帰宅予定日時は明確に連絡しておくこと。
3. 下山後及び登山中止の場合、必ず家族と指導部のメーリングリストに連絡すること。
4. 計画書には、遭難対策委員長・副委員長の電話番号を明記し、家族にも知らせしておくこと。
5. 通信手段(携帯電話・無線機等)を持参すること。
6. 装備・食糧を再点検すること。
7. 登山届受付登山口では必ず登山届を提出すること。

- ※ 遭難が発生した場合速やかな搜索救助活動を行うため、会則 26 条・27 条により本要項を定める。遭難対策委員及び会員は、遭難対策委員長または同副委員長の指示に従うこと。

(第 1 次体制)

第 1 条 第一次救助体制の発動(遭難発生の可能性がある時)

下山予定日(予備日も含む)の 22 時まで、下山報告及び連絡がない場合は、事故発生の可能性が高いため、副委員長は、山行メンバーの各家庭と連絡を取り、状況確認するとともに、遭難対策委員会の連絡網で各委員に状況連絡と出動準備待機命令を出し、翌日に備える。
また、第三者からの遭難事故発生通報には速やかに対応する。

(第 2 次体制)

第 2 条 第二次救助体制の発動(遭難発生の高確率時)

- (1) 下山予定日翌日の 12 時まで、下山報告及び連絡がない場合は、遭難対策本部を委員長宅に設置し、集合可能な会員を非常招集する。
- (2) 集合可能な会員は、速やかに遭難対策本部に集合する。
- (3) 山行メンバーの各家庭には、遭難対策本部を設置した旨連絡し、家族に連絡が入った場合は、速やかに対策本部に連絡するよう指示する。
- (4) 県岳連に対し下山遅れの第一報を入れる。

(5) 現地の情報収集に努め、対策本部体制と捜索救助出動体制を整える。

(第3次体制)

第3条 第三次救助体制の発動（遭難発生と見なす）

(1) 下山予定日翌日の16時までには下山報告及び連絡がない場合は、遭難発生と見なし、所管警察署及び埼玉県山岳・スポーツクライミング協会に連絡する。

(2) 家族にも遭難対策本部に詰めていただき、救助活動に対する意思の疎通を図る。

(3) 捜索救助活動の実施

遭難対策本部は、家族の意向を充分尊重して状況判断を行い、下記の捜索救助方法の決定を行う。

※ 捜索救助要請の場合。

所管する警察署への捜索願及び県岳連への捜索救助要請を行い、救助要請先の指揮下に入り、要請先の指示に従い捜索救助活動を行う。

※ 捜索救助要請を行わない場合。

速やかに現地に向かい捜索救助活動を行う。

☆ いずれの場合も捜索救助隊のリーダーの指示に従い、2重遭難を決して起こしてはならない。

遭難対策本部組織と職務

[本部]

- ① 報の収集と分析・諸連絡。 ② 捜索・救助対策の検討協議。
- ② 捜索・救助対策の決定と指示。

[救助隊]

- ① 装備・車両の準備。 ② 食糧・消耗品の調達。 ③ 通信手段の確保
- ③ 捜索・救助出動

[事務局]

- ① 緊急連絡網の確保 ② 遭難対策費の捻出・確保 ③ 記録

この遭難対策要項は条項の一部を改定し、令和元年6月1日より施行する。